

## 鳥取県立夢みなとタワーにおける現行の減免事項一覧

項目	減免率
(ア) 多目的ホール、企画展示室の練習準備利用	1 / 2
(イ) 県主催等の誘客事業参加者の展望・展示室利用 ・招致…県が主催する招致活動参加者 ・キャンペーン…県が協賛するキャンペーン参加者	誘致 10/10 キャンペーン 1/5
(ウ) 児童、生徒、学生による学年単位以上での文化芸術活動等での貸館利用	10/10
(エ) 障がい者及びその介護者による利用 (注1) (*貸館利用時における利用者割合が 1/2 以下の時)	10/10 (* 1 / 2)
(オ) 要介護者及びその介護者による利用 (注1) (*貸館利用時における利用者割合が 1/2 以下の時)	10/10 (* 1 / 2)
(カ) 外国人観光客による施設利用 (注2)	1 / 2
(キ) その他 独自の減免制度	
・指定管理者の自主事業による貸館利用	10/10
・指定管理者が共催又は後援する夢みなとタワー周辺への集客促進及び地域振興に寄与する事業の貸館利用	共催 1/2～10/10 後援 1/2
・学校行事における児童、生徒の展望室、展示室利用	1 / 2
・学校、幼稚園、保育園行事における貸館利用	10/10
・県内の児童、生徒の社会教育活動における展望室、展示室利用	1 / 2
・水木しげる記念館友の会会員及び鳥取県観光事業団管理施設の友の会会員の展望室、展示室利用	1 / 5
・周辺商業施設、観光施設、宿泊施設等利用者の展望室、展示室利用	1 / 10
・指定管理者の自主、共催事業参加者等の展望室、展示室利用 (例：イベント参加者等への優待券配布等)	1 / 10～10/10
・指定管理者が集客促進において特に必要があると認めた団体等の会員の展望室、展示室利用 (例：JAF 会員)	1 / 10～1 / 5
・館内改修等による入館者への制限が発生した時の展望室、展示室利用	1 / 10～10/10

(注1) 障がい者及び要介護者の介護者に対する利用の減免は、障がい者及び要介護者 1 人につき原則 1 人とする。窓口での手帳の提示による。

(注2) 全ての外国人を対象とし、窓口でパスポート又は外国人登録証明書の提示により減免する。